

平成 31 年 4 月 1 日制定
令和 7 年 4 月 30 日改正
令和 7 年 7 月 1 日施行

日本大学障がい学生支援に関する基本方針

日本大学は、本学の公共性に鑑み、本学の学生及び入学を希望する者に対し、障がいを理由とする差別を行わないとともに、全ての者が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することに資するため、日本大学障がい学生支援に関する基本方針を定める。

1 目 的

本基本方針は、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に基づき、本学における障がい学生への修学支援に関する基本事項及び本学の教職員が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 定 義

本基本方針における用語の定義は、次のとおりとする。

① 障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）、その他の心身の機能の障がい（難病等に起因する障がいを含む。以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者であり、障がい者の該当性は、障がい者の状況等に応じて個別に判断されることとなり、いわゆる障害者手帳の所持者に限られないこととし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてとする。

② 社会的障壁

障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

③ 学生

日本大学、日本大学短期大学部及び学部附属専門学校並びに付属高等学校、中学校、小学校、幼稚園、認定こども園に入学を希望する者及び在籍する学生、生徒、児童、園児とし、本学に入学を希望する者には、オープンキャンパス・進学説明会等に参加する者も含む。学生には、学部生、大学院生その他、委託生及び外国人留学生、科目等履修生、聴講生、国内外の大学等からの受け入れによる特別聴講学生及び研究生も含む。

3 障がいを理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的考え方

① 不当な差別的取扱い

不当な差別的取扱いとは、障がい学生に対し、正当な理由なく、障がいを理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障がい者でない学生には付さない条件を付けることなどにより、障がい学生の権利利益を侵害することをいう。

正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障がい学生、第三者の権利利益及び本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい学生にその理由を説明し、理解を得るよう努めるものとする。

② 合理的配慮

合理的配慮とは、障がい学生が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。過重な負担については、個別の事案ごとに、次の（１）～（５）の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障がい学生にその理由を丁寧に説明し、教職員と障がい学生の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討するよう努めるものとする。

- （１）教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- （２）実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- （３）費用・負担の程度
- （４）事務・事業規模
- （５）財政・財務状況

4 障がいを理由とする差別の解消に関する推進体制

本学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する体制は、次のとおりとする。

- ① 統括責任者は学長とし、学長のリーダーシップの下、本学が適切に障がい者差別解消を推進できるよう努めるものとする。
- ② 総括責任者は副学長（学生担当）とし、統括責任者を補佐するとともに、全学の状況を把握するように努め、各部科校が円滑に支援を行えるよう努めるものとする。
- ③ 各部科校の障がい学生支援体制の責任者は学部長（高等学校等においては学校長）とし、障がい者差別解消に関する推進及びそのための環境整備等に関し、当該部科校における障がい者差別解消に必要な決定を行うものとする。

5 不当な差別的取扱いの禁止

本学の教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者との不当な差別的取扱いをすることにより、障がい学生の権利利益を侵害してはならない。

また、別紙留意事項に留意するものとする。

6 合理的配慮の提供

本学の教職員は、障がい学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい学生の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい学生の性別、年齢及び障がいの状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならないものとする。また、別紙留意事項に留意するものとする。意思の表明は、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語のほか、障がい学生が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられ、本人の意思の表明が困難な場合には、障がい学生の家族、介助者等が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障がい学生がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障がい学生に対して適切と思われる合理的配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めるものとする。なお、教育方法等として、情報保障、コミュニケーション上の配慮を行うこと、また、試験、成績評価の実施にあたっては、教育目標や公平性を損なわないよう評価基準の変更や、合格基準を下げるなどの対応は行わないよう留意しつつ、配慮を行うこととする。

7 支援体制の整備

障がい学生及びその家族その他の関係者からの相談に応じるための支援窓口を次のとおり置くこととする。また、必要に応じて学内及び学外との連携を図ることとする。

- ① 日本大学学生支援センター
- ② 各学部等学生支援室・学生支援窓口
- ③ 各学部就職指導課、教学サポート課、就職指導課を置かない学部及び通信教育部については学生課
- ④ 各学部等入試係（入学希望者）
- ⑤ 各付属高等学校等

8 紛争の防止、解決等に関する体制の整備

障がいのある学生が不当な差別的取扱いを受けていると考えた場合、また合理的配慮を含む支援の内容やその決定過程に対して不服がある場合は、「障がい学生差別事案解決委員会」において不服申し立てを受理し、第三者的視点から紛争解決のための調整を行うこととする。なお、不服申し立ての窓口は、学生部とする。委員会は、教職員による障がい者に対する不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにも係わらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、人事・給与委員会に報告をすることとする。

9 環境の整備

本学は、設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係する教職員に対する研修その他必

要な環境の整備に努めることとする。

10 情報公開

本学は、障がいのある入学希望者や学内の障がいのある学生等に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すため、障がい学生に対する支援について、ホームページ等において情報公開することとする。

附 則

この基本方針は、令和7年7月1日から施行する。

以 上

(別 紙)

日本大学障がい学生支援に関する基本方針における留意事項

日本大学障がい学生支援に関する基本方針「5 不当な差別的取扱いの禁止」及び「6 合理的配慮の提供」に定める留意事項は、以下のとおりとする。

Ⅰ 不当な差別的取扱いに関する例（「5 不当な差別的取扱いの禁止」関係）

日本大学障がい学生支援に関する基本方針「3 障がいを理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的考え方」のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は、次のとおりである。

なお、ここに記載する内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意すること。

（Ⅰ－Ⅰ 正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例）

- 障がいがあることを理由に受験を拒否すること
- 障がいがあることを理由に入学を拒否すること
- 障がいがあることを理由に授業受講を拒否すること
- 障がいがあることを理由に研究指導を拒否すること
- 障がいがあることを理由に実習、研修及びフィールドワーク等への参加を拒否すること
- 障がいがあることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること
- 障がいがあることを理由に式典、行事、説明会及びシンポジウム等への出席を拒否すること
- 障がいがあることを理由に学生寮への入居を拒否すること
- 障がいがあることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- 手話通訳、ノートテイク及びパソコンノートテイク等の情報保障手段を用意できないからという理由で、障がいのある学生等の授業受講や研修、講習及び実習等への参加を拒否すること
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること
- 障がいの種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性等について考慮することなく、一律にあるいは漠然とした安全上の問題を理由に学内の施設利用を拒否又は制限すること

（Ⅰ－Ⅱ 正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例）

- 実習において、アレルギーとなる材料を使用する等、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障がい学生に対し、アレルギーとならない材料に代替し、別の部屋で実習を設定すること

2 合理的配慮に関する例（「6 合理的配慮の提供」関係）

合理的配慮は、不特定多数の障がい学生等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置及び情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がい学生に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、日本大学障がい学生支援に関する基本方針「3-②合理的配慮」のとおり、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障がい学生が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、例としては、次に掲げるとおりである。

なお、これらの例はあくまでも例示であり、ここに記載する例以外であっても合理的配慮に該当するものがあること、また、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意すること。

（2-1 合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例）

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと
- 図書館、コンピュータ室及び実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること
- 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること
- 障がい特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること
- 易疲労状態の障がい学生からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること
- 視覚障がい学生からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内すること、その際、同性の教職員がいる場合は、障がい学生本人の希望に応じて同性の職員が案内すること

（2-2 合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の例）

- 授業や実習、研修及び行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク及び補聴システム等の情報保障を行うこと
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること
- 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること

- 授業中に教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと
- 障がいのある学生等で視覚情報が優位な者に対し、授業内での指示や事務的な手続き・申請の手順を文字やイラスト等で視覚的に明示し、わかりやすく伝えること
- 間接的・抽象的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的・論理的な表現を使って説明すること
- 授業中のディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること
- 入学試験や定期試験において注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく文書や黒板に書いて示す等、視覚的な情報として伝達すること

（２－３ ルール・慣行の柔軟な変更の例）

- 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障がい特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用、休憩時間の調整等を認めたりすること
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること
- 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること
- 大学行事、講演、講習及び研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること
- 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること
- 教育実習及び病棟実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること
- 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること
- 実験・実習等において、障がいの特性により指示の伝達や作業の補助等が必要となる場合に、特別にティーチングアシスタント等を配置すること
- ＩＣレコーダー等を用いた授業の録音を認めること
- 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障がい学生に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと
- 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認めること
- 体調が悪くなる等して、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること
- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること

- 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障がいによる制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認等を個別に行うこと
- 病気療養等で学習空白が生じる学生等に対して、ICTを活用した学習活動や補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること
- 視覚障がいや肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意する。

（２－４ 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例）

- 入学試験や定期試験等において、筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること
- 自由席で開講している授業において、弱視の学生等からスクリーンや板書等がよく見える席での受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保等の対応を検討せず、一律に「特別扱いができない」という理由で対応を断ること
- 視覚障がい学生が、点字ブロックの無いイベント会場内の移動に必要な支援を求める場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、参加や支援を断ること
- 学生等が、支援者と共に更衣室を利用することを希望した場合に、空いている教室等の代替施設を検討することなく、設備がないという理由で対応を断ること

（２－５ 合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例）

- オンライン授業の配信のみを行っている場合に、オンラインでの集団受講では内容の理解が難しいことを理由に対面での個別指導を求められた際、字幕や音声文字変換システムの利用等の代替措置を検討した上で、対面での個別指導を可能とする人的体制・設備を有していないことを理由に、当該対応を断ること（事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点）
- 図書館等において、混雑時に視覚障がい学生から職員等に対し、館内を付き添って利用の補助を求められた場合に、混雑時のため付添いはできないが、職員が聞き取った書籍等を準備することができる旨を提案すること（過重な負担（人的・体制上の制約）の観点）
- 発達障がい等の特性のある学生から、得意科目で修得した単位を不得意な科目の単位として

認定してほしい（卒業要件を変更して単位認定をしてほしい）と要望された場合、不得意科目における環境調整や受講方法の調整等の支援策を提示しつつ、卒業要件を変更しての単位認定は、本学におけるディプロマ・ポリシーに照らし、教育の目的・内容・機能の本質的な変更にあたることから、当該対応を断ること（事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点）

さらに、環境の整備は、不特定多数の障がい学生向けに事前的改善措置を行うものであるが、合理的配慮は、環境の整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障がい学生に対して個別の状況に応じて講じられる措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例は、次のとおりである。

（２－６ 合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例）

- 障がい学生差別解消の推進を図るための教職員への学内研修を実施（環境の整備）するとともに、教職員が、学生一人一人の障がいの状態等に応じた配慮を行うこと（合理的配慮）
- エレベーターの設置といった学内施設のバリアフリー化を進める（環境の整備）とともに、肢体不自由のある学生等が、実験室等で実験実施の補助を必要とした際に、その補助を行うティーチングアシスタント等を提供すること（合理的配慮）
- 障がい学生から申込書類への代筆を求められた場合に円滑に対応できるよう、あらかじめ申込手続における適切な代筆の仕方について研修を行う（環境の整備）とともに、障がい学生から代筆を求められた場合には、研修内容を踏まえ、本人の意向を確認しながら担当者が代筆すること（合理的配慮）
- オンラインでの申込手続が必要な場合に、手続を行うためのウェブサイトが障がい学生にとって利用しづらいものとなっていることから、手続に際しての支援を求める申出があった場合に、求めに応じて電話や電子メールでの対応を行う（合理的配慮）とともに、以後、障がい学生がオンライン申込みの際に不便を感じることをないように、ウェブサイトの改良を行うこと（環境の整備）
- 講演会等で、情報保障の観点から、手話通訳者を配置したり、スクリーンへ文字情報を提示したりする（環境の整備）とともに、申し出があった際に、手話通訳者や文字情報が見えやすい位置に座席を設定すること（合理的配慮）